

令和 6 年度給食施設栄養管理状況報告書結果のまとめ（概要）

1 調査の概要

健康増進法では、給食を通じた利用者の健康増進を推進する観点から、特定給食施設の設置者に対し、栄養管理基準に基づいた栄養管理を行うよう義務付けている。

本市では、特定給食施設または条例第 2 条第 1 項に規定する施設の管理者に対し、市条例第 3 条及び新潟市健康増進法施行細則第 7 条により栄養管理状況について報告を求めている。今回、令和 6 年度の結果を取りまとめたので報告する。

2 調査時期 令和 7 年 1 月

3 対象 新潟市内の届出のある給食施設

4 調査内容 令和 6 年中の給食実施状況

①施設の状況（運営状況、管理栄養士・栄養士の配置等）

②栄養状況（対象者の状況、食数、給食の評価、栄養管理状況、栄養情報の提供状況、危機管理体制等）

5 給食施設数

（令和 7 年 1 月 31 日現在報告数）

種 別	給食施設数(①+②)※	(再掲)特定給食施設②
1 学校・幼稚園	146	126
2 病院・診療所	49	36
3 介護老健・老人福祉施設・ 介護医療院	359	87
4 児童福祉施設	270	166
5 社会福祉施設	35	2
6 事業所・寄宿舍等	85	35
合計施設数	944	452

※「給食施設数」について

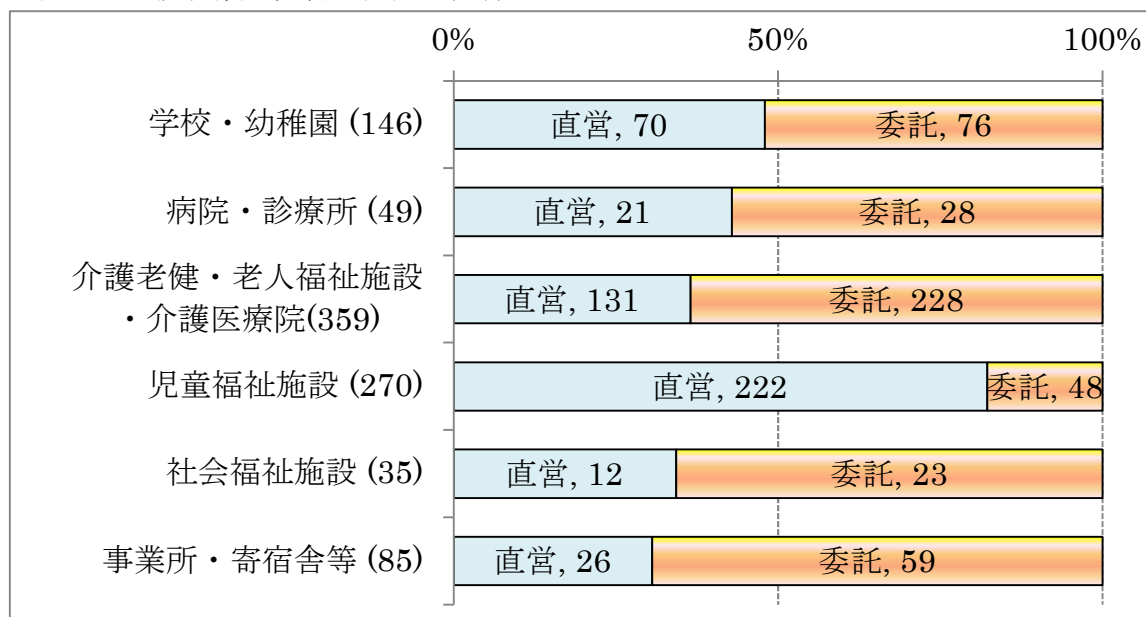
①市条例第 2 条により、特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもので、通例として 1 回 20 食以上又は 1 日 50 食以上の食事を供給する施設数。（特定給食施設を除く）

②「特定給食施設」とは、特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なもので、継続的に 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を供給する施設。（健康増進法第 20 条第 1 項）

6 施設の状況（全体）

（１）運営状況（給食業務の直営、委託の状況）

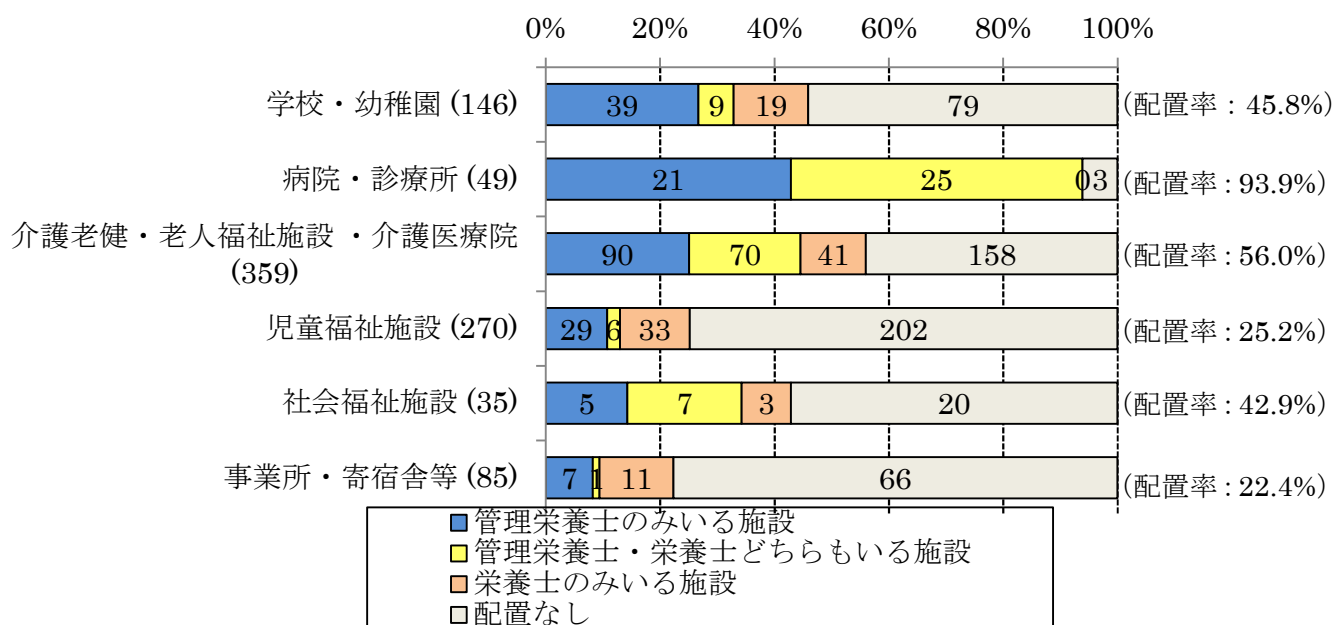
図１ 施設種類別直営・委託の割合



- ・最も直営率が高いのは児童福祉施設で 82%。
- ・老人施設及び事業所・寄宿舍等では委託率が高い。

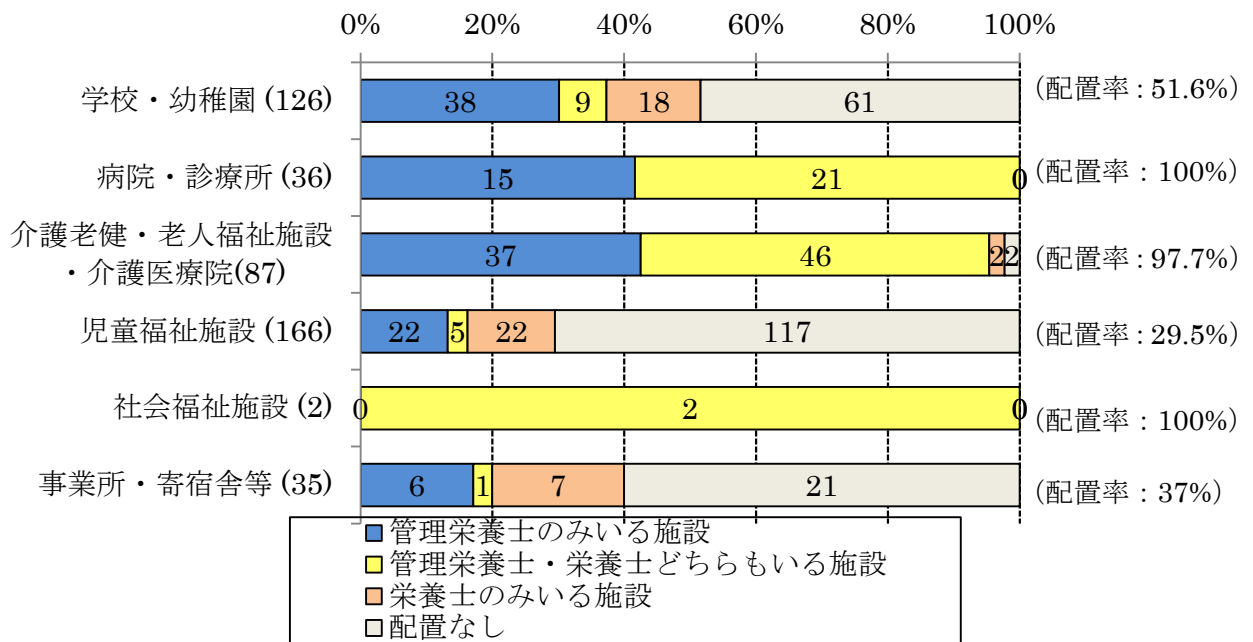
（２）管理栄養士・栄養士の配置状況（専任者（委託事業者に所属を含む）の配置）

図２ 管理栄養士・栄養士の配置（給食施設全体）



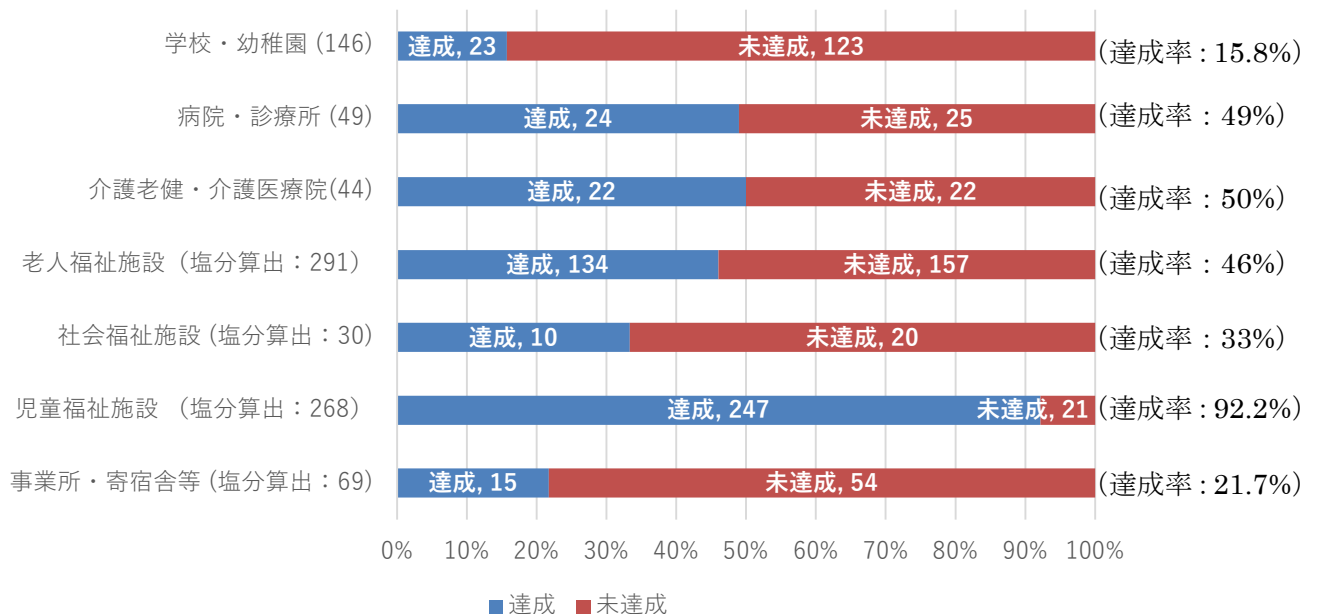
- ・市立学校の自校式給食施設への配置は兼務が多いため、学校の配置率は 50%に満たない。
- ・特に児童福祉施設と事業所・寄宿舍等の配置率が低い状況である。

図3 管理栄養士・栄養士の配置（特定給食施設（再掲））



- ・児童福祉施設では、特定給食施設であっても配置率が低い。
- ・病院・診療所、老人施設、社会福祉施設では関連法による規定もあるため、配置率はほぼ100%

（3）栄養管理の状況（塩分（食塩相当量）の給与目標量に対する達成率）



《施設区分別の結果の公表について》

新潟市ホームページでは、以下の施設区分別の取りまとめ結果を公表していますので参考にしてください。

- 学校・幼稚園等
- 病院・診療所
- 介護老人保健施設・介護医療院
- 老人福祉施設
- 社会福祉施設
- 児童福祉施設
- 事業所・寄宿舍等